

株式会社xxxxxxx 定款

第1章 総則

【商号】

第1条 当社は、株式会社xxxxxxxと称し、英文ではxxxxxxx と表示する。

【目的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピューターソフトウェアの開発及び販売業
- 2 インターネットを利用した各種情報の処理・提供サービス業
- 3 日用品雑貨の販売及び仲介斡旋業
- 4 上記各号に関連する機器の販売、賃貸、設置及びメンテナンス業
- 5 上記各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業
- 6 経営コンサルティング業
- 7 前各号に附帯関連する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

【公告方法】

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

【発行可能株式】

第5条 当社の発行可能株式総数は、20万株とする。

【株券の不発行】

第6条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

【株式の譲渡制限】

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

【相続人等に対する売渡請求】

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

【株主名簿記載事項の記載又は記録の請求】

第9条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

【質権の登録及び信託財産表示請求】

第10条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更もしくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

【手数料】

第11条 当会社の株式の名義書換、質権の登録又は信託財産表示請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

【基準日】

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日に株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。

第3章 株主総会

【招集】

第13条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

【招集権者】

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

【招集通知】

第15条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。

【株主総会の議長】

第16条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故あるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

【株主総会の決議】

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

【決議の省略】

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

【議事録】

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

【取締役の員数】

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

【取締役の資格】

第21条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

【取締役の選任】

第22条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

【取締役の任期】

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

【代表取締役及び社長】

第24条 取締役が2名以上のときは、取締役の互選により代表取締役を1名選任する。

2 代表取締役は社長とし、当会社を代表する。

【取締役の報酬及び退職慰労金】

第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

【事業年度】

第26条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

【配当金の支払】

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

【設立に際して発行する株式】

第28条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は200株とし、その発行価額は、1株につき金500円とする。

【設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金】

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金10万円とする。

2 当会社の設立時資本金は、金10万円とする。

【最初の事業年度】

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年6月30日までとする。

【設立時の取締役及び代表取締役】

第31条 当会社の設立時の取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	大阪市□□□□1丁目1番地の1 ○○○○
設立時代表取締役	大阪市□□□□1丁目1番地の1 ○○○○

【発起人】

第32条 発起人の住所、氏名、発起人が設立に際して引き受けた株式数及び株式と引換えに払い込むべき金額は、次のとおりである。

大阪市□□□□1丁目1番地の1	
発起人氏名	○○○○
普通株式	200株 10万円(1株当たり500円)

【法令の準拠】

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社xxxxxxx を設立するため、発起人〇〇〇〇の定款作成代理人である△△△△は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年6月7日

発起人 大阪市□□□□1丁目1番地の1
〇〇〇〇

上記定款作成代理人 大阪府□□□□2丁目2番2号
△△△△ 電子署名